令和７年度　給与支払報告書の記載要領（注意点）

目次

●給与支払報告書の提出について　…　2

●給与支払報告書（総括表）　…　2

●普通徴収切替理由書　…　4

●給与支払報告書（個人別明細書）　…　5

●提出後に退職など異動があった場合について　…　9

●箱根町に住民登録がない方の報告について　…　9

●電子データによる提出について　…　9

箱 根 町

■給与支払報告書の提出について

令和 6 年中に給与等の支払いをした者は、令和 6 年中に支払いの確定した給与についての給与支払報告書を作成し、給与所得者（従業員等）の令和 6 年 1 月 1 日現在における住所所在地の市区町村長に、令和 7 年 1 月 31 日までに提出していただくことになっています。

給与支払報告書は、住民税（町県民税）の課税根拠となる重要な書類となりますので、正しく記入のうえ、必ず提出していただきますようお願いします。

※　中途退職者において、年間の給与支払金額が３０万円を超える者については給与支払報告書の提出が義務付けられておりますが、住民税の公平、公正な課税を行うために３０万円以下の者についても給与支払報告書の提出のご協力をお願いします。

〇提出先の市町村について

給与所得者の令和 7 年 1 月 1 日現在における住所地の各市町村に提出してください。ここでいう住所地とは、給与所得者が実際に居住している日常の中心である住所地をさします。勤務の都合上、家族と離れて生活している方等、住所地が住民票の住所とは異なる場合もありますので、ご注意ください。

■給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（総括表）については、事業者名、報告人員数等を記入して、給与支払報告書（個人別明細書）とあわせて各市町村に提出してください。

なお、一定の理由により普通徴収となる従業員（パートやアルバイト含む）がいる場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要となります。

箱根町用の総括表は 12 月初旬の発送を予定しております。箱根町用の総括表以外の総括表を提出する場合には、別に箱根町用の総括表も添付してください。

欄名	記載方法
① 指定番号	箱根町にて特別徴収義務者に指定されている場合のみ、前年の指定番号を記載してください。 箱根町用の総括表の送付対象者には、あらかじめ記載されています。
② 給与支払者の個人番号又は法人番号	給与支払者が個人事業主の場合は事業主の個人番号、法人の場合は法人番号を記載してください。

③ 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	この報告書について応答できる方の係、氏名及び電話番号を記載してください。
④ 会計事務所等の名称	年末調整事務等を会計事務所等へ依頼している場合、記載してください。
⑤ 受給者総人員	令和 7 年１月１日現在において給与の支払いをする事務所等から給与の支払いを受けている者の総人員を記載してください。
⑥ 箱根町への報告人員	箱根町に対して、給与支払報告書（個人別明細書）を提出する人員（退職者含む）の人数を記載してください。 なお、普通徴収対象者がいる場合は、併せて普通徴収切替理由書の提出が必要です。
⑦ 納入書	納入の際、箱根町の納入書が必要か不要かを〇で囲んでください。

給与支払報告書（総括表）

令和７年度給与支払報告書（総括表）

令和6年1月31日までに提出してください。

追加　令和 7年　1　月　15　日提出

訂正　箱根町 長あて

①

特別徴収義務者指定番号	
新規 / 継続	81000000

給与の支払期間	令和6　年　1　月分から　12　月分まで		
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
フリガナ	カブシキガイシャ　ハコネショウジ	事業種目	
② 給与支払者の氏名又は名称	株式会社　箱根商事	⑤ 受給者総人員	50　人
フリガナ	カナガワケンアシガラシモグンハコネマチユモト	報告人員 特別徴収⑥（給与差引）対象者	8　人
所在地	〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本２５６番地	報告人員 普通徴収対象者（退職者）	11　人
代表者の氏名	代表取締役　箱根　太郎	報告人員 普通徴収対象者（退職者を除く）	3　人
③ 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務　課　係 氏名　箱根　一郎 （電話　0460-85-7750　）	報告人員 報告人員の合計	22　人
		所轄税務署	小田原　税務署
④ 関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名　箱根会計事務所 （電話　0460-85-0000　）	給与の支払方法及びその期日	毎月20日
※普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。		⑦ 納入書の送付	要・不要

■普通徴収切替理由書

平成２８年度より神奈川県及び県内市町村では特別徴収の完全実施を推進しております。普通徴収の従業員がいる事業者様につきましては、総括表、個人別明細書と併せて普通徴収切替理由書の提出をお願いします。総括表の「普通徴収切替理由書に記載した人数」欄と普通徴収切替理由書の「合計」欄の人数が同じになるよう記載してください。

普 通 徴 収 切 替 理 由 書

市区町村	箱根町	指定番号	81000000
事業者名	株式会社　箱根商事		

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2名以下 （下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）	人
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が100万円以下）	2 人
普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）	1 人
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者	11 人
合　　計		14 人

○　普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。

○　この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

○　符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。

【普通徴収切替理由書の記入提出要領】（作成例）

1　この普通徴収切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準（普A～普F）を示すものです。

2　当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に、人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。

3　特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がある場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。

4　普Bは、主たる給与から合算されて特別徴収となる乙欄適用者などが対象となります。

≪提出時のつづり方≫

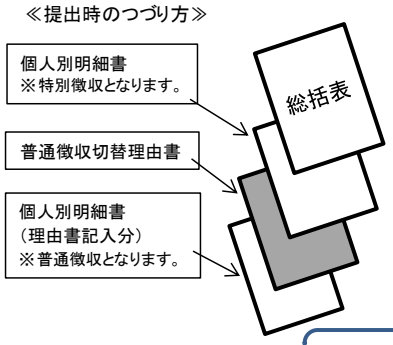

≪個人別明細書記載例≫

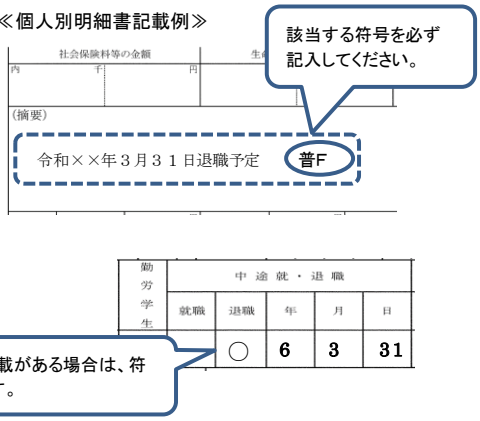

〇個人住民税の特別徴収完全実施について

個人住民税は、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、特別徴収義務者として、給与支払いの際に個人住民税の特別徴収を行う（従業員の給与から差し引いて市町村へ納入する）こととされています。〔地方税法第 321 条の 3 及び第 321 条の 4〕

現在、神奈川県及び県内すべての市町村では、法令の適正運用や納税者の利便性向上などの観点から、要件に該当するすべての事業者を対象に平成 28 年度から特別徴収義務者として指定させていただき、個人住民税の特別徴収税額の決定通知を送付しています。

正規従業員やアルバイト・パートの別に関わらず、従業員の方に個人住民税が課税される場合は、退職者等を除き、原則としてすべて特別徴収の対象となります。

■給与支払報告書（個人別明細書）

平成２９年度より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、給与支払報告書を提出する際に、法人番号および個人番号の記入が必要となりました。

詳しい内容は、税務署作成の『令和５年分年末調整のしかた』・『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』を参照してください。

欄名	記載方法
① 住所	令和７年１月１日現在の住所または居所を本人に確認のうえ、ご記入ください。
② 個人番号 氏名・フリガナ	給与受給者の**個人番号（１２桁）**・氏名・フリガナを正確に記入してください。正しく記入されないと、本人確認等に時間がかかり、当初の課税に間に合わない場合がございます。 ※ 源泉徴収票には個人番号は記載しません。
③ （源泉）控除対象配偶者の有無等	令和６年１２月３１日現在の状況により記載してください。 ●「有」欄 … 主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは〇を記載してください。 ●「従有」欄 … 従たる給与において、源泉控除対象配偶者を有している場合は〇を記載してください。 ●「老人」欄 … 控除対象配偶者が老人控除配偶者である場合は〇を記載してください。 併せて、「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄に配偶者の個人番号・氏名・フリガナを記入してください。

④　配偶者（特別）控除の額	給与所得者の配偶者控除等申告書に基づいて計算された配偶者控除額または配偶者特別控除額を記載してください。
⑤　控除対象扶養親族の数	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）を記入してください。 ●「特定」欄 … 特定扶養親族となる１９歳以上２３歳未満（平成１４年１月２日から平成１８年１月１日までの間に生まれた人）の人数を記載してください。 ●「老人」欄 … 老人扶養親族となる７０歳以上（昭和３０年１月１日以前に生まれた人）の人数を記載してください。 ●「その他」欄 … 特定・老人扶養親族以外の扶養者の人数を記入してください。（１６歳未満の年少扶養親族は含みません） 併せて、「控除対象扶養親族」欄に扶養親族の個人番号・氏名・フリガナを記入してください。
⑥　１６歳未満扶養親族の数	扶養親族で１６歳未満（平成２２年１月２日以後に生まれた人）の人数を記入してください。（住民税の課税計算において必要となります。） 併せて、「１６歳未満の扶養親族」欄に扶養親族の個人番号・氏名・フリガナを記入してください。 なお、１６歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分欄に「○」を付してください。
⑦　非居住者である親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び１６歳未満の扶養親族のうちに、非居住者がいる場合には、その人数を記載してください。 なお、税制改正により令和６年度以降、控除対象扶養親族の範囲が見直され、日本国外に居住する扶養親族のうち、以下のいずれにも該当しない場合は控除の適用対象外となります。 ●年齢１６歳以上３０歳未満の人 ●年齢７０歳以上の人 ●年齢３０歳以上７０歳未満のうち、次のいずれかに該当する人 ・留学により国内に住所および居住を有しなくなった人 ・障害者 ・扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費または教育費に充てるための支払いを３８万円以上受けている人
⑧　摘要	●５人目以降の控除対象扶養親族や１６歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。 ●年の中途で就職した方について、その就職前にほかの支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、前職分の会社名・支払金額・徴収した税額・社会保険料などの金額を記入してください。

	●租税条約に基づいて、課税の免除を受けた方については、朱書きで「〇〇条約〇〇条該当」と記載してください。 ●受給者が青色事業専従者である場合には「青専」と記入してください。 ●『普通徴収切替理由書』の理由【普Ａ】～【普Ｆ】に該当し、普通徴収となる場合は、該当する符号【普Ａ】～【普Ｆ】を必ず記載してください。併せて『普通徴収切替理由書』の提出が必要となります。
⑨　住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に、住宅借入金等特別控除額の適用がある場合、当該控除の適用数を記載してください。なお、適用数が３以上の場合には、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載してください。
⑩　居住開始年月日	居住開始年月日（１回目、２回目）は和暦で年月日を分けて記載してください。
⑪　住宅借入金等特別控除区分	適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分（１回目、２回目）を次のように記載してください。 【住】… 一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築含む） 【認】… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 【増】… 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 【震】… 東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成２３年～令和７年１２月３１日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第１３条の２第１項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合 また、当該住宅が特例居住用家屋に該当する場合には【住（特）】、【認（特）】、【震（特）】と記載してください。
⑫　未成年者　～勤労学生	本人に該当するところがあれば、記入してください。 〇未成年者…平成１９年１月３日以後生まれで未婚の人 〇勤労学生…令和６年中の合計所得が７５万円以下で、給与所得等以外の所得金額が１０万円以下の学生
⑬　中途就・退職	令和６年の中途で就職または退職された場合は、必ず「就職」「退職」欄に〇を記載し、その年月日を記入してください。
⑭　生年月日	受給者の生年の元号を漢字で記載し、生年月日を正確に記載してください。
⑮　支払者	給与支払者が個人事業主の場合は事業主の個人番号、法人の場合は法人番号を記載してください。

■給与支払報告書の用紙について

給与支払報告書（総括表）については、現在の特別徴収義務者および普通徴収（特別徴収未実施）事業者に対しては、12 月初旬に送付する予定です。また、給与支払報告書（個人別明細書）は、町ホームページもしくは税務課窓口にご用意がありますのでご利用下さい。

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）

※	※ 種別	※ 整理番号	※

① 支払を受ける者	住所	※ 区分 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地	受給者番号 0000-000-0000
			個人番号 ② 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
			役職名
			氏名 (フリガナ) ハコネ タロウ / 箱根 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内 6 千 000 円 000	千 4 360 円 000	千 3 970 円 000	内 千 円 0

③ (源泉)控除対象配偶者の有無等		④ 配偶者（特別）控除の額	⑤ 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)								⑥ 16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く）		⑦ 非居住者である親族の数
		老人	特定		老人				その他			特別	その他	
有	従有		千 380 円 000	人 1	従人	内 1	人 1	従人	人 1	従人	人 1	内 1 人 1	人	人
○														

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額
内 千 600 円 000	千 120 円 000	千 50 円 000	千 19 円 500

⑧ (摘要) 前職:株式会社 箱根産業 令和6年3月30日退職

支払額:1,500,000円 社会保険料:150,000円 源泉徴収税額:100,000円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	100,000 円	介護医療保険料の金額	80,000 円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	100,000 円

⑨ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	⑩ 居住開始年月日(1回目)	3 年	11 月	20 日	⑪ 住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	20,500,000 円
	住宅借入金等特別控除可能額	205,000 円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

(源泉・特別)控除対象配偶者				配偶者の合計所得			
(フリガナ)	ハコネ ハナコ	区分		円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額 円
氏名	箱根 花子				基礎控除の額	円	所得金額調整控除額 円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3						

控除対象扶養親族					16歳未満の扶養親族					5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
	(フリガナ)	氏名	個人番号	区分		(フリガナ)	氏名	個人番号	区分	
1	ハコネ イチロウ	箱根 一郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4		1	ハコネ シロウ	箱根 四郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 7		
2	ハコネ ジロウ	箱根 二郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 5		2					
3	ハコネ サブロウ	箱根 三郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 6		3					5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
4					4					

⑫ 未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

⑬ 中途就・退職					⑭ 受給者生年月日			
就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
○		6	4	1	昭和	55	1	1

⑮ 支払者		
個人番号又は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	(右詰で記載してください)
住所(居所)又は所在地	神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地	
氏名又は名称	株式会社 箱根商事	(電話) 0460-85-7750

■給与支払報告書提出後に退職など異動があった場合について

給与支払報告書を提出した後に、特別徴収対象者の退職や転職など異動があった場合は、令和７年４月１５日までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。提出がない場合、特別徴収税額決定通知書に対象の方が残ったままとなりますのでご注意ください。

異動届出書は「特別徴収のしおり」または町ホームページ（ ホーム＞申請書ダウンロード＞税務課　＞26.給与所得者異動届出書 ）にあります。

■箱根町に住民登録がない方の報告・租税条約に関する住民税の届出について

給与支払報告書は住民登録の有無に関わらず、1 月 1 日に実際に居住している市町村に提出いただくこととなります。箱根町に住民登録のない方につきましては、「住民登録外給与支払報告書提出者一覧」に住民登録地の住所を記載のうえ、ご提出くださるようご協力お願いします。住民登録地の確認ができない場合、調査等に時間が必要となり、当初の課税に間に合わないことがあります。

また、租税条約に関する住民税の届出書の提出は 3 月 15 日（通達に基づく免除の場合は 3 月 20 日）までに提出してください。

■電子データによる提出について

給与支払報告書の提出は、紙媒体での提出だけでなく、eLTAX（地方税電子申告）や電子媒体（CD・FD 等）等の電子データでも提出が可能です。給与支払報告書等の eLTAX 又は光ディスク等による提出義務が引き下げられ、令和 3 年 1 月以後提出する給与支払報告書について、前々年における給与所得者の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が 100 枚以上であるときは、eLTAX 又は光ディスク等のによる提出が義務付けられましたのでご注意ください。

eLTAX の利用方法について（ヘルプデスクまたはホームページ）

電話：０５７０－０８１４５９（ハイシンコク）

ＨＰ：https://www.eltax.lta.go.jp/

エルタックス　検索

地方税の電子申告を行うには
エルタックス
eLTAX

住民登録外給与支払報告書提出者一覧

給与支払者名

No.	氏　名	住民登録地住所	備　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※給与支払報告書に記入した住所と住民登録地住所が異なる方がいる場合は提出してください。

別記様式（第２条関係）

租税条約に関する住民税の届出書

年　　月　　日

箱根町長　様

住所（居所）
氏名
電話番号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。(昭和40年6月10日付け自治府第62号自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。)

所得税については、日本国と＿＿＿＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿＿項により、租税条約に関する届出書を＿＿＿＿年＿＿月＿＿日に＿＿＿＿税務署に提出して免除を受けています。

住民税の免除を受ける者	氏名			
	住所（居所）			
	生年月日		個人番号	
	国籍		入国年月日	
	在留資格			
	在留期間			
	入国前の住所			
免除となる所得	支払者名称			
	支払者所在地			
	契約期間			
	所得の種類		支払金額	
	支払方法		支払期日	
	職務の内容		資格	
納税管理人	氏名			
	住所			
その他参考となるべき事項				

⑴　毎年3月15日までに提出してください。提出されないと住民税の免除は受けられません。
（通達に基づく免除の場合は、3月20日までに提出してください。）

⑵　添付書類

・租税条約に関する届出書の写し（税務署の受付印があるもの）
・在学する学校の発行する在学証明書（留学生の場合）
・訓練を受ける施設、事業所の発行する事業、職業又は技術の修得者であることを証明する書類（事業修得者等）